

環境審査顧問会風力部会

議事録

1. 日 時：平成25年4月18日（木）13：30～17：30

2. 場 所：経済産業省別館11階 1111号会議室

3. 出席者

【顧問】

河野部会長、渡辺部会長代理、川路顧問、近藤顧問、日野顧問、村上顧問、
山本顧問

【経済産業省】

田所統括環境保全審査官、樫福環境審査班長、日野環境保全審査官、
高取環境審査分析官、清水環境審査係 他

4. 議 題：（1）環境影響評価方法書の審査について

1. 岩手県企業局 高森高原風力発電事業（仮称）環境影響評価方法書

①方法書・補足説明資料の概要説明及び質疑応答

2. 株式会社ユーラスエナジーホールディングス （仮称）大豊風力発電
事業環境影響評価方法書

①方法書・補足説明資料の概要説明及び質疑応答

3. 株式会社ユーラスエナジーホールディングス （仮称）石巻風力発電
事業環境影響評価方法書

①方法書・補足説明資料の概要説明及び質疑応答

4. 株式会社大林組 上北小川原風力発電事業環境影響評価方法書

①方法書・補足説明資料の概要説明及び質疑応答

5. エコ・パワー株式会社 中紀ウインドファーム事業環境影響評価方法
書

①方法書・補足説明資料の概要説明及び質疑応答

6. グリーンパワー株式会社、日本風力開発株式会社 宇久島風力発電事
業環境影響評価方法書

①方法書・補足説明資料の概要説明及び質疑応答

7. グリーンパワー株式会社 平戸南風力発電事業環境影響評価方法書

①方法書・補足説明資料の概要説明及び質疑応答

8. 日本風力開発株式会社 若美風力発電事業環境影響評価方法書

①方法書・補足説明資料の概要説明及び質疑応答

(3) その他

5. 議事概要

- (1) 開会の辞
- (2) 配付資料の確認
- (3) 環境影響評価方法書の審査について、岩手県企業局 高森高原風力発電事業（仮称）について、事務局から方法書、補足説明資料の概要説明を行った後、質疑応答を行った。
- (4) 環境影響評価方法書の審査について、株式会社ユーラスエナジーホールディングス（仮称）大豊風力発電事業について、事務局から方法書、補足説明資料の概要説明を行った後、質疑応答を行った。
- (5) 環境影響評価方法書の審査について、株式会社ユーラスエナジーホールディングス（仮称）石巻風力発電事業について、事務局から方法書、補足説明資料の概要説明を行った後、質疑応答を行った。
- (6) 環境影響評価方法書の審査について、株式会社大林組 上北小川原風力発電事業について、事務局から方法書、補足説明資料の概要説明を行った後、質疑応答を行った。
- (7) 環境影響評価方法書の審査について、エコ・パワー株式会社 中紀ウインドファーム事業について、事務局から方法書、補足説明資料の概要説明を行った後、質疑応答を行った。
- (8) 環境影響評価方法書の審査について、グリーンパワー株式会社、日本風力開発株式会社 宇久島風力発電事業について、事務局から方法書、補足説明資料の概要説明を行った後、質疑応答を行った。
- (9) 環境影響評価方法書の審査について、グリーンパワー株式会社 平戸南風力発電事業について、事務局から方法書、補足説明資料の概要説明を行った後、質疑応答を行った。
- (10) 環境影響評価方法書の審査について、日本風力開発株式会社 若美風力発電事業について、事務局から方法書、補足説明資料の概要説明を行った後、質疑応答を

行った。

(11) 閉会の辞

(1) 環境影響評価方法書の審査について

1. 岩手県企業局 高森高原風力発電事業（仮称）環境影響評価方法書

○顧問　それでは、質疑応答に入りますけれども、ちょっと私の方から1点確認なのですが、この岩手県企業局さんが計画されている地点というのは、昨年4月に電源開発の筈平高森高原の発電事業、22基だと思いますが、全くエリアがかぶっているわけですね。その辺、どのように把握されているのか。要するに、図面を見ますと、電源開発のエリアの中にすっぽりこの岩手県の分が入っているという形になっています。どういうすみ分けになっているのか、分かる範囲で説明していただければと思います。

○事業者　電源開発さんが計画をしているのは承知してはいますが、すみ分けは、私どもは、第一種農地の中だけで風車を建てようとして考えております。電源開発さんは第一種農地の地点はできないので、その第一種農地を外れたところで計画を立てているというものでございます。

○顧問　基本的に、電源開発が二十数基、それから岩手県が10基、合計30基が今の段階ではでき上がるというイメージでよろしいということでしょうか。

○事業者　電源開発さんの計画の詳細はちょっと私どもでは承知していないので、規模的にはその程度を考えているかもしれませんが、系統の関係もあるので、もし許されれば、条件を整えばそのような形になるのではないかなと考えます。

○顧問　分かりました。

事務局はよろしいですか。

○経産省　運転開始時期とか工事が重なるようであれば、複合的な影響ということで、どちらかが評価することになるということです。

○顧問　結果についても非常に興味がありまして、事業者が違うということで、同じ場所ではほぼ同じような内容で、基数が違うだけで、どういうレポートが上がってくるのか注目したいと思います。

それでは、ちょっと時間が押してはいますが、お気づきの点がございましたら、先生方から。

○顧問　主に鳥のことなのですが、強制ではないのですが、例えば36ページ、37

ページの鳥のリストというのは、昨年の9月に鳥類目録第7版というのがありますので、できればそれを適用していただければと。準備書の段階でもよろしいですけども。

それから、140ページの方法についてちょっとお聞きしたいのですが、まず、哺乳類の捕獲調査というところで、シャーマントラップを使って生け捕りで捕まえるということを書かれているんですけども、哺乳類の捕まえ方には生け捕りの方法と、それから捕殺とって、パンチュウであるとかパチンコとかいったようなものを使うやり方があるのですが、ここでなぜそのシャーマントラップに固執するのかというのをちょっとお聞きしたかった。

それから、もう1つ、鳥のセンサス法ですけども、ラインセンサス法と任意観察調査というのをやっておられるのですが、ラインセンサス法というのはご承知のように定量的なものを出すということで、任意観察調査というのは出てきたものを随時記録するという定性的なものなのですが、その定量的なものを出した結果をどこかに反映させられるのかということですね。つまり準備書の段階で、定量的に出したものがどういう意味を持つのか。もし意味を持たないのであれば、ラインセンサスというのは恐らくする必要がないのではないかという感じがします。

それと、もう1つ、鳥類の確認の中で、夜行性の鳥類については何ら考えておられないのかというのがあります。渡り鳥については夜間での状況確認をするというのが書かれていますけれども、鳥類相を調べる場合の夜間、フクロウであるとかヨタカであるとかがいまいますが、そういったものは調べる予定はないのかということ。

ちょっと、4点か5点ですけども、以上です。

○顧問 事業者の方で答えられますか。

○経産省 事業者の方で何か答えられるようであれば答えていただいて、もし難しいようであれば後日、補足説明資料でも構いませんが。

○事業者 まず、シャーマントラップの使用についてですけども、これも河川水辺の国勢調査等でも、最近ではシャーマントラップを使うようにして、捕殺するようなやり方はやめようという話になっていると思うんですけども、そういった流れもあってシャーマンを使うということもありますし、やはり生きたものについては放してあげたいなというようなことからシャーマントラップでの調査を考えておりました。

あとは、ラインセンサスについてですけども、定量的にはかれるということで、実際、例えば事後調査等を行ったときに比較ができるかなというところと、あと、風車等の位置

等を考えるときにもそうしたライン間での比較、そういったものにも使えるかなというようなイメージで定量的なラインセンサも組み込んだというようなこととなります。

あとは、夜間の鳥類についての調査については、ちょっとちゃんと書けていないかもしれませんが、実際には実施をしたいなということで考えております。

○顧問 そのほか。

○顧問 3点お伺いします。

まず、騒音測定地点を1点変更したことは了解しました。主要道路図がないので何という道路名か分からないのですけれども、右側の太いところに移ったということで了解しました。

それで、搬入・搬出関係の騒音調査地点と、稼働時の騒音、稼働時の低周波音は、測定する対象が違うので場所を別にした方がよいということをおっしゃいます。今のところは同じポイントが道路騒音、道路振動、環境騒音、環境の低周波音について共通になっているのですけれども、これらは別個に、ポイントも別に扱っていただいた方がよいというのが1点です。

それから、2点目ですけれども、今、方法書の80ページを拝見しています。80ページには家屋集合地域の状況という図があって、ここに測定ポイントが書いてあればすぐに言えたかもしれないのですけれども、それはさておき、変電の開閉所といわれているところが集合住宅のすぐそばにあるということです。こちらの方について、騒音影響はないかもしれないのですけれども、調査するかしないかの検討をしていただければと思います。

それから、3点目です。調査方法に関して、測定の時期です。騒音と低周波音については「強風時を含む2日間」と書いてあるのですけれども、これは多分NEDOのマニュアルに沿って書かれたのだと思います。実際問題として、超低周波音とか低周波音は強風時では何を測っているか分からないこととなります。出てきた結果というのは、もう音ではなくて風のノイズというものになります。ここでこのように書かれているのは理解しますが、実際に測るときには代表的な日の2日間というふうにしていただいた方がいいと思います。もちろん風が吹かない日はないので、どういう日に当たるか分かりませんが、一般に騒音測定、超低周波音測定ときは強風の状態では測れない、測ってはいけませんとなっています。

ということで、実際に調査に入られるときはそういうことを配慮していただきたい。この3点です。

○顧問　よろしいでしょうか。

○経産省　事務局からちょっとよろしいでしょうか。

先ほどの2つ目のご質問の件ですけれども、80ページで変電所の騒音についてのご意見なのですけれども、事業者におかれましては、地元の了解を得るとか地元のご理解を得るという観点で、80ページの右下の方にあります連系用の変電所については、民家が近いということで、騒音とか低周波音の評価をされるのはよろしいかなと思います。ただ、私も経産省の審査によりますと、対象事業実施区域の外であり、単なる変電所ということになりますので、アセスの対象から除かれます。ただ、事業者におかれましては自主的にこういうことをやることによって理解が得られて建設促進につながるということであれば、是非やっていただければと思っております。

そのほかでご回答できることがあれば、事業者の方からご説明いただけますと有り難いのですが。

○事業者　今の変電所については、やるかやらないかはちょっと考えさせていただきます。あくまでも今説明されているのは法のアセスの対象外ですけれども、民家に近いということがありますので。ただ、この場所も結構送電線とかが結構山の中なので、ほとんど民家には影響はないのかなと個人的には思っております。

以上です。

○事業者　あと、騒音等の調査ポイントの確認でございますけれども、例えば方法書の124ページをご覧くださいなのですが、機械稼働時の騒音の調査地点として、先ほど訂正前のものになりますけれども、北と南の最寄りの民家の地点というのを設定しております。先ほど提出させていただいたのは車両運搬のときの調査地点として設定させていただいているわけなのですけれども、それでもまだ別の地点でやった方がよいというようなご指摘でございましょうか。

○顧問　いや、そうではなくて、車両の騒音振動は、今度移されたところ、国道4号と書かれていましたけれども、そこで調査をして現状を把握するということがよいと思います。一方、稼働時の騒音とか低周波音については、そういったものの影響はない一般環境として住居の近くで調査をして、そして予測をして評価をするということです。例えばこの124ページを今見ていると、道路交通騒音振動の測定点としては1点、そして稼働時の騒音、稼働時の低周波音の測定点が1点。そういうふうにされるのがよいと思ったわけで

す。ただし、稼働時の騒音は調査地点が2つあった方が僕は良いと思っていましたけれども、それはそちらにお任せします。

○事業者 分かりました。

○顧問 方法書の中では、道路交通、騒音振動の調査点は、2点と書いてあるのですが、主としてこれは1点ですよ（注：図の読み違いであり、実際は2点である）。

○事業者 1点でよいのではないかというご意見なのでしょうか。

○顧問 1点でよいのではないかという意味は、趣旨としては多分この国道4号というのを対象にされているので、それを1つにされて、それ以外の調査点を一般環境として騒音および低周波音の評価をするポイントというふうに区分けして書かれた方がよいのではないかと思います。

僕の理解が間違っていれば、また後で言ういただければよいと思いますけれども（注：図の2点はいずれも事業者の説明通り道路騒音・振動の調査点であった。意見は、稼働時の騒音・低周波の調査点とは区別して記述することを求めるものである）。

○顧問 よろしいでしょうか。

○顧問 工事に関して2点あるのですが、まずは10ページのあたりだと思うのですが、実際に工事車両が最大時にどのくらい動くかという推定。ラフな推定で結構だと思うのですが、そういうものは記載されていますか。

○事業者 現段階ではまだ記載しておりませんので、準備書の段階で記載させていただきたいと思います。

○顧問 それから、その11ページで、関係車両の運行経路というのが緑の線で書かれているのですが、例えばその次の15ページの地図を見ますと、そこには地図上で道路が存在しないのですが、ここには本当に既存の道路があるのでしょうか。また、それはご説明のとおり舗装されている道路なののでしょうか。

○事業者 道路はあって、舗装されております。11ページの緑の線と、赤の線のところも道路沿いですので。道路なんです。

○顧問 そうすると、説明に使う図としては、これらの図は非常に不適切なのではないですか。

○経産省 実は事務局でも同じことに気がつきまして、確認をしたのですが、何か地図の作成時期が古いようです。現時点では道路ができているというお話です。ですから、できる限り正しい図面を載せないで整合性が崩れてしまうわけですので、準備書のと

きには必ずそういう最新の図面を入れていただくということが大事です。

○事業者 分かりました。

○顧問 それから、最後にもう1点。124ページの図で、測定するポイントなのですが、右の方の黄色いマル、赤い線が折れている先端のところなのですが、ここを選定されている理由というのは、例えば開けているとかそういうことがあるのでしょうか。それとも、何か民家があるようなことをちょっとおっしゃっていましたが、実際に民家があるのでしょうか。

○事業者 この黄色い地点が最寄りの民家の地点になります。

○顧問 そうということが分かるような図面にしていきたいということです。

先へ進めさせていただきます。顧問。

○顧問 まず、別添の6ですか、この図はどう読んだらよろしいのでしょうか。

○経産省 非常に分かりにくく、我々が要求している図とは違うんです。

○顧問 こういう図を載せるのでしたら、集落も是非。予備段階のものだと思いますけれども。

あと、補足説明書の16番、風車が目立たないように風景の中に溶け込むよう検討すること、ということに対するご回答が、航空機からの視認性を確保するという観点から、風車を風景に溶け込ませることは想定していないとあります。すなわち、目立つこともやぶさかではないということをございませうかね。この事業、景観保全ということ当地域ではどのようにお考えになっているのか。その辺、どうでしょうか。

○顧問 顧問の言わんとしているところをちょっと補足させていただきますと、いわゆる、例えば自衛隊などの航空機が飛ぶから、航空標識が必要だから、そちらを優先させるのか、例えば自然地域の中に溶け込むような、要するに余り目立たなくてもよいところであれば目立たないようにする、あるいは風車を売り物にしたいということであれば目立つようにしたいという考え方も成り立つと思いますけれども、その辺どうなのだろうかというふうにご理解いただければと思いますけれども。

○事業者 ここは、写真の景観、風車の絵と風景を合わせて、風車の色をつけてどのように見えるかということで住民説明をして、賛同の得られる形にしたいと考えたいと思います。その辺は準備書で報告したいと思います。

○顧問 先生、いかがですか。

○顧問 風車の先端がカラー塗りしてあるものですか。

○事業者 色をどういうふうな形にした方が、目立つ方が、地域の住民の方がどちらを望むというか。

○顧問 地域の方が望んでいらっしゃる方向で対処？

○事業者 飛行機ではないので、飛行機の話がないのであれば、景観として溶け込ませた方がよいのか、それとも目立った方が、地域の方が、風車があつて地元としては観光資源にしたいという意見もありますので、どちらを。住民説明会と、あとは地元市町村等への説明で、そのときで判断したいなと思いますので、その辺は準備書に反映させたいと思います。

○顧問 ほか。では、顧問、お願いします。

○顧問 水環境のところなのですけれども、これは補足説明資料9ページの選定理由のところを見ているのですけれども、これはここにある図全部そうなのですけれども、海底とか水底のしゅんせつを行わないから濁りもバツだし、有害物質もバツだとなっているのですけれども、陸上でもやはり風車を建てたら掘るわけですよ。そこに何か変なものがあったりしたら、やはり有害物質なんかがあったら大変なので、それはちょっとチェックしてほしいというのが希望です。特にこれ、青森と秋田の県境という場所を考えたときに、20年ぐらい前に不法投棄のごみの場所がかなり近いところにあつたのではないかなというのがちょっと浮かびまして、山の中でいろいろな廃棄物の不法投棄なんかがあったりすると有害物質の問題があるかなということで、その辺はちょっと注意していただきたいなというのが希望です。

○事業者 青森県の県境の、ここは一戸町という場所なのですけれども、その北に二戸市というのがございまして、問題になった地点は二戸市の北の方なので、ここは不法投棄の廃棄物からかなり離れています。

○顧問 では、顧問、お願いします。

○顧問 工事中のトイレの仮設とか、風車の塗装については恐らく経産省の方からご指導があつたと思うのですが、それについての記載がないですね。例えば、仮設のトイレは汲み取りにするとか。それから、風車は焼き付け塗装、現地では塗装しないと、そういう記述がほかの地点にはありますので、ご参考にしていただきたいと思います。

それから、水質調査地点の選び方、地形を考えて大変よくできていると私は思います。ご配慮いただいたのだと思います。

小さいことですが、20ページのところに黄色い図がございましてね。ここの凡例のところ

にハッチングをかけた斜線、「環境基準（窒素燐）Ⅱ類型」とか「Ⅲ類型」とありますけれども、図上にないですよ。そもそも河川の場合、窒素とか燐の規制がないので、これは何かペンが走り過ぎたなというふうに思います。

それから、一番下にやはり、四角の中に「基準地点である場合赤色」と書いてありますが、赤色の点もありませんので、これも勇み足かなと思います。準備書のときは削除しておいていただきたい。それだけです。

○顧問 顧問の先ほどの掘削に係わる話がありましたけれども、ここで町営牧場までの、要するに尾根筋になりますか、管理用道路というのは新設されるのですよね。もうあるんですか。

○事業者 放牧場になっていまして、そこまでの道路はあります。現在道路がございません。

○顧問 ということは、今この仮の図面で風車まで行く細かい細いところは別にして、幹線になるところというのはもう既に道がある。

○事業者 ええ。これは道路なりです。

○顧問 そうですか。分かりました。

生態系の調査については動植物相の調査結果を見てから選定するというふうに書かれていますよね。それに近いことが書いてある。ということは、四季の調査をやって動植物相のデータが一応揃ったところで生態系については改めて具体的に検討するという意味合いなのではないでしょうか。要するに、工程がかなりこれで変わってきますよね。

○事業者 補足資料の10番についてでもちょっと書かせていただいていますけれども、一応生態系については動物調査結果と植物調査結果を既に活用するような形で今進めるということを考えておまして、現時点では動植物調査の後に生態系の現地調査をもう一回やるということはちょっと想定をしていませんでした。

○顧問 動物相・植物相の調査と生態系の調査というのは根本的に調査の内容は違うと考えていただいた方がよいのではないかと思います。相の調査というのは、どちらかという、重要種が出てくる、出てこない、どの程度出てくるという、そういう調査ですよ。生態系の調査というのは、一般的に物質フローというふうな意味合いで考えると、餌量はどのくらいそこにあるのかといったような話になってきて、動物相・植物相、要するに環境類型区分で見た状態の、ここにいたからそこは全部均等に分布するものとして、改変面積はこうだから影響が少ない、大きいとかという話に持ってこられるとちょっと意味

合いが変わってきますよね。

例えばノスリを上位種で取り上げたときに、何か大きな樹木のところ、例えばアカマツ林なりのところに営巣はするのだろうかというふうに考えたときに、周辺にいっぱいアカマツ林がありますよね。餌場は恐らく牧場になっているところに出てきたやつを捕まえるという形になると思うのです。そうすると、仮に餌場と、繁殖というか、巣ができるところが近くにあるようなケースのときに、そこに風車があったらどういう評価することになりますか。単純に環境類型の関連植生だけでやってよいのですかね。例えば、餌になるものがどこにいるか。牧草地という前提でいけば、そこら辺一帯の牧草地は全部均等な評価になりますよね。対象になるノスリが、あるつがいが、どこで主に、牧場の中でどこをハンティングの場所に行っているかというような重みづけが出てきませんよね。そうすると、みんな仮定のもとでの計算になってしまって余り意味がないのではないかなということになるのです。そういう意味では、相の調査の結果をそのままダイレクトに、いわゆる配慮書段階での生態系を概略的に評価するのに相の調査結果を使うというのは非常に意味があるかと思いますが、準備書の段階で生態系の評価をしようとしたときに、今の生態系の評価のやり方を風力以外の他の発電システムで行われている生態系の評価手法と比較するとちょっと手薄で、評価に耐えられるかなと。ほかの発電システムのところではここで示されているようなレベルを超えた評価をしていますから、この地点の、あるいは風力でこういうやり方をしているところは準備書段階で相当意見が出るというふうに覚悟していただいた方がいいと思います。参考にさせていただければと思います。

まだ方法書の段階ですから、準備書までによく検討されて、エネルギーフロー図、ノスリのつがいはどのぐらいの餌を必要としているか、季節によって餌は何が中心になっているか、季節が変われば、季節の変わり目だと餌が変わるというようなことも考えて、それらはどこに主に分布しているか、密度等とかそういったものを考慮した評価をしていかないと生態系を評価したことにはならないと思いますので、よくよく検討していただきたいというお願いでございます。

ほか、ございますでしょうか。

大分時間を要してしまいましたけれども、今の議論というのは今日のほかの7地点も基本的に同じでございますので、参考にさせていただければと思います。

取りあえず事務局にお返しします。

○経産省 大変ありがとうございました。

冒頭のものほかの各地点についても共通な事項がたくさんございますので、他の事業者についても同じ共通認識をしていただくと大変有り難いと思っております。

事業者の方、どうも大変ありがとうございました。本日の質問又は宿題については、1週間をめどに補足説明資料として提出していただくと大変有り難いと思いますので、よろしくお願いたします。

2. 株式会社ユーラスエナジーホールディングス（仮称）大豊風力発電事業環境影響評価方法書

○顧問 では、早速質疑応答に入ります。お気づきの点、ございましたら。

今のところ風車の配置図は見えない形になっていますが、2万5,000の地図で事業対象区域の中にほとんど道路が記載されていないということは、管理用道路を新設することになりますか。

○事業者 そうです。

○顧問 そうしますと、かなりの延長距離、それから非公開の図面、法面を書き出した図面がA、B、C案出ていますけれども、結構な法面が出てくるということになりますので、これは要するに、単純に緑化するからいいやという話ではなくて、景観的な面からもいろいろと配慮が必要になってくるのではないかと思います。今の段階でこれだけの図面を出していただいたことは本当に分かりやすくて非常によろしいかと思いますけれども、結構な切り取りあるいは押し出し面が出てくるというようなことで、その辺の評価を的確に捉えることができるようにしていただきたいということになるかと思います。

先生方、よろしいでしょうか。

○顧問 スギ、ヒノキの植林地がほとんどだということなのですが、渡りの飛翔軌跡調査の調査地点が対象地として香美市のところを1点選んでおられますが、ここは何か意味があるのかというところをちょっと書いた方がよいかなという感じがします。

○事業者

渡りの調査についてなのですが、対象事業実施区域のほかに、高知県、市内には、高知市を含めてなのですが、サシバとかハチクマを含めて渡りの鳥類が通るルートになっています。今回渡りの鳥類に関して調査、予測評価する上で、やはり渡りの範囲が広いということもありますので、対象事業実施区域の上空のほかに周辺でどのように渡り

の鳥類が利用しているかというのを把握するために対照区として1つ、香美市の地点を選定しております。

○顧問 その香美市というのは、渡りについてかなり重要な地点ということで認識されているのですか。それとも単に対照地域として選んだというだけなのですか。

○事業者 事前に文献等、地元の方のお話も聞きながら、高知県内で対象事業実施区域に近いところで渡り、サシバとか、猛禽類の渡りが多いところをヒアリングして地点を設定しました。

○顧問 ほか。顧問、お願いします。

○顧問 景観の図を拝見しています。垂直視角ということで示されていますが、景観では見えるか見えないかということが大事ですので、まず可視領域を明示していただきたいという点がございます。

あと、東西方向に風車が立地しており、群になって、群化して見えます。すると、垂直視角ではこの程度だけれども、水平視角ではかなり大きく見えるといったケースもでて参ります。場合によったら、この香美市街あたりからも水平視角としては視認されるというようなこともあり得るかと思しますので、その辺も調査地点に加えるなりしてご検討いただけたらと思います。

○顧問 よろしいですか。

○事業者 はい。

○顧問 では、顧問、お願いします。

○顧問 水関係では大変丁寧に対応していただいていると思います。特に134ページとか136ページに水質環境の評価の手法とか、あるいは調査の地点についての記述と図がございすけれども、その地点選定のポリシーが書かれているというのは大変結構だと思います。真摯に環境に対して向かい合っているなという気がします。

それから、もう1つ褒めておきたいのは、この大豊町についてのいろいろな情報の記述が大変丁寧にできていると思いました。

しかし、先ほどと同じで工事中のトイレはどうするのかということと、それから、風車から出て来る毒物とか塗装とか、そういう点での環境影響の記述がないように思いましたので、確認していただきたいなと思います。とにかく大自然の中に人工物を持ち込むというのは風力の特徴でございますので、そういうところに留意をいただければと思います。

以上でございます。

○顧問 追加的な話になりますけれども、先ほど言ったことと同じで、航空写真で見ても2万5,000でも、一応道路というか、林道も掲示されていない。多少、いわゆる登山道に近いものが見えるか見えないかくらいの話ですから、そこにそれなりに道を開いていくという工事をするということになると、やはり濁水、水質汚濁という問題もあわせてよく考えて、その辺がちゃんと評価できるように調査を設定していただければと思います。

私からちょっとお聞きしたいのは、ゆとりすとパークへ上っていくところのスーパー林道へ入っていくところに、丸印で要するに改変区域があつて、これが事業対象区域というか、工事対象区域というふうになっているのですが、これの意味合いというのは、多分想定するのに、カーブがきついで拡幅工事の対象になるのだらうなというふうに推定しているのですが、もうちょっと事業対象区域を大き目にとって評価された方がよいのではないかという気がするのですが、その辺はいかがでしょうか。

○事業者 そんなに大きくない改変が発生する関係で、それでマルにしたのですが。

○顧問 先ほどの岩手県のもそうなのですけれども、モデル的な工事の事例から推定すると、鉄板を敷いたりとか、一時的なものだから特に影響は考えなくてもよいのではないかということになる可能性があるのですけれども、鉄板を敷いてもその下のものは全滅になってしまうということもありますので、少し丁寧に調査はおやりになられておいた方がよいと思います。コメントです。

○顧問 騒音のことでお伺いします。

133ページに調査位置が書いてありまして、先ほどの岩手県の場合には道路交通騒音振動と住居側とが分離されていなかったのですけれども、これは分離されているので、これで僕はいいと思います。

お聞きしたかったのは、最寄りの宿泊施設というところがあるのですけれども、ここも一応対象に考えられて、手厚く考えられているということですね。

それから、特に四角印のところについては、2つの季節を3日間ずつ測ると書かれています。非常に手厚いなと思って、ちょっとびっくりしたのですけれども、何か特に配慮の理由とかはあるのでしょうか。「強風の日も含む」と書いてありますけれども。

○事業者 先ほどのご指摘にもあったように、特に低周波音については強風時に測っても何を測っているのか分からないという状況もありまして、現地調査を行う上で、強風時も含めて3日程度測って、強風時のデータ、それから弱風時のデータ、その2つを使用しながらバックグラウンドとして使って予測評価していきたいなというふうに考えて、3日

間というふうに一応設定させていただいています。

○顧問 分かりました。ありがとうございました。

あと、調査のときに国道32号を2ヵ所調査されるのですけれども、できれば舗装の種類もメモしておいていただけますか。基本的に密粒舗装だと思うのですけれども、密粒舗装、もしくは低騒音舗装、もしくはコンクリート舗装、そういうのがあるのですけれども、その調査も入れていただければと思います。

○顧問 ほか、よろしいですか。

生態系のところ、非常に丁寧に作って書き込んでいただいていますけれども、ちょっと気がついたのですが、典型性でノウサギを挙げておられるのですけれども、クマタカの餌になるのではないかということで、上位性の餌の方でノウサギを捉えて、典型性としては違うものを選んだ方がよいのではないかなと思っているのですけれども、その辺いかがですか。

○事業者 それも非常に考えまして、今回周辺の状況を見ると、やはりクマタカ、ノスリ、オオタカ等が確認されています。クマタカを上位性とするのは選びやすかったのですけれども、典型性をどうしようかというところで、ノウサギが、その周辺は糞もたくさん落っこちていましたし、適当かなと。今回ちょっと、ご指摘のように餌と典型性がかぶってしまうのですけれども、ノウサギの方で典型性にさせていただいて、つながりで同時に調査、予測評価させていただけたらなというふうに思っています。

○顧問 かぶらないようにするのが一般的。だから、例えば、ここで鳥関係は。

○顧問 クマタカだったら、ノウサギ、ヤマドリ、ヘビなんですよ。3点セット。ヤマドリは調査がちょっと難しいかもしれないのですけれども。

○事業者 それ以外でも、典型性の注目種の中で。餌量としてですか。

○顧問 餌が。

○事業者 やはり定量化というのが非常に調査するときに考えるところでして、鳥類に関しては小型・中型鳥類をターゲットに面積を決めてカウントして定量化しようと思っ
ているんです。ノウサギについてはふん粒法を使って面積当たりの生息数を把握しようと思
っているのですけれども、ヤマドリとかヘビというのも、定量化というのが非常に調査と
して手法がないんですね。ですから、今はやはり小型鳥類、中型鳥類と、あとノウサギ。
定量化できるものを使って環境類型区分ごとの、95%行動圏の中での変化量というところ
で予測評価していきたいなというふうに考えています。

○顧問　　ですから、餌の話としては、上位性の餌としてはノウサギ、ヤマドリ、ヘビというのがメインになってきてしまうので、そちらで取り上げて、それにひっかからない、かぶらないものを典型性の中で取り上げていくという形にした方が多分素直だと思いますけれども。

○事業者　　はい。了解いたしました。

○顧問　　ご検討ください。

　　ほか、よろしいでしょうか。

　　かなり積極的に生態系も含めておやりになられるということで、注意していただきたいのは、道路も設定されていないところに改めて切り開いて新設するというところで、結構な改変があります。相対的な面積としては小さいのかもしれないけれども、自然に対するインパクトとしては火力発電所の工業専用地域のアセスメントよりも相当厳しいということを確認された上で取り組んでいただきたいというふうに思います。

　　取りあえず事務局にお返しします。

○経産省　　どうも大変ありがとうございました。

　　事業者さんにおかれましては、只今いただきました宿題等について検討して、1週間を目途に補足説明資料を提出されるようにご協力をお願いいたします。

3. 株式会社ユーラスエナジーホールディングス（仮称）石巻風力発電事業環境影響評価方法書

○顧問　　ありがとうございました。

　　先生方から何かお気づきの点はございますでしょうか。

　　では、顧問、お願いします。

○顧問　　簡単なところで。工事中のトイレと風車の記述がないと思いますので、よろしくをお願いいたします。

　　それから、85ページですけれども、水質汚濁につきまして環境基準のことは書いていたれているのですけれども、実際の環境基準の達成状況は文章だけなんですよね。111ページのところに文章だけで記述されています。文章だけで書かれて、例えば今、横ばいだとか言われてもよくぴんとこないなので、やはり表をつけていただきたい。実測データがあ

るはずですから、そういうふうに表示を見ながら理解できるようにしていただきたいと思
います。

それから、136ページに水質調査測定の部分がありますが、2点だけでよいのかなとい
う気がするのです。河川がありますね。やはり水みちというような、濁水が集中するよう
なところもあると思います。とにかく地面を削れば必ず水みちは変わりますからね。そう
いうことを念頭に考えると、どうもこの2点だけというのはあんまりではないかなという
気がいたしますので、ご検討を願いたいと思います。よろしく申し上げます。

○事業者 工事中のトイレについては後ほど回答させていただきます。

それから、風車の塗装については、補足説明資料の6ページの下の方です。2—9のと
ころに、その次のページになるのですけれども、「風車の塗装には十分な耐久性がありま
すが、念のため月1回の定期点検で塗装状態を確認し、剥がれている箇所があれば修復す
る体制としますので、広範に…」という形で回答しております。

○顧問 見落としておりました。失礼しました。

○事業者 先ほどの大豊の案件と全く同じ回答とさせていただいております。

○顧問 そうですか。ありがとうございました。

○事業者 あと、水質の結果についての記載なのですけれども、先ほど見ていただいた
場所の前になりますけれども、21ページに水質調査結果を、既存資料で調べた結果を記載
しておりますので、それを整理した内容が4章に書かせていただいたということになりま
す。

○顧問 なるほど。前の方にあつたんですね。

○事業者 はい。済みません。

○顧問 失礼しました。では、結構です。

○事業者 あと、調査地点につきましては、今こちらで見ていただいております136ペー
ジの図で見ますと、水みちというか、水路を水色に示しておりますので、かなり水が豊富
なような、川が、沢が入っているように見えるのですけれども、実際この現場ですとほと
んど枯れて水がないような状況になっています。かろうじて水があるような場所を直近で
捉えると2ヵ所になります。今、場合によっては南側には流れない可能性が地形的にはあ
りますので、もう少し北側に重点的に地点を増やすとか変えるとかということは今後ちょ
っと考えたいと思います。

○顧問 そうですね。よろしく申し上げます。

○顧問　　ちょっと私、見つけ切れないのだけれども、空間飛翔調査というのはこの中ではやらないのですか。

○事業者　　鳥類の定点調査とあわせて実施しようとは考えております。ちょっとこちらの記述漏れといたしますか、記述が不十分なところはお詫び申し上げます。

○顧問　　それと、もう1点。スポットセンサス法と書いてあるのですが、ちょっと私にはなじみが薄いのですけれども、スポットセンサスというのはポイントセンサスと混同しそうな気がするのですが、ラインセンサスとどう違うのでしょうか。

○事業者　　今のスポットセンサスにつきましては、河川水辺の国勢調査の方ではラインセンサスにかわってこちらが標準になってきております。ラインセンサスの場合は、通常ある程度長さを決めまして、特に決まり事はなく、その中を一定の速度で歩いて記録していく形になるかと思うのですけれども、スポットセンサスの場合は、その中でポイントを何点か設けまして、その環境ごとに鳥類相を記録していく形になります。

こちらの方法を採用しました背景といたしましては、ラインセンサスですと鳥類が確認された環境そのものがいまいち仕分けが難しいところがありますので、確認された環境を明確にルート上のポイントで整理することができるスポットセンサス法を採用しています。通常のポイントセンサスの方は比較の見晴らしのよい地点を採用しようと考えておりますので、そういった形で使い分けをしようと考えております。

○顧問　　私の理解では、それはポイントセンサスの方がそうで、環境ごとにポイントを設けてやることによって、その環境における鳥類相を理解できる。見晴らしがよいところでやるというのは、それは定点で猛禽類を対象にとか、そういった形ですよね。だから、ちょっとここは混同しやすいのです。既にポイントセンサスと書いてあるのに、何で、スポットセンサスでまたポイントを決めてやるかという話になると、これはちょっと理解しにくい。私のなじみが薄いだけかもしれないけれども、これは普通のラインセンサスとは違うと言われるのであれば、ポイントセンサスだけに絞ったという書き方の方がより適していると私は思いますけれども。スポットセンサスはちょっと紛らわしいような気がします。

○事業者　　そこはもう少し何か説明をつけるように、混同しないような形で。

○顧問　　一般鳥類のポイントセンサスというのは、それぞれの植生環境にポイントポイントを置いてやる。あなたが言われたポイントセンサスというのは、見晴らしのよいところで何が飛んだかというのを見るとか、そういうことは例えば通常は猛禽類を対象として

の「定点観察」ということを言っているような気がするのです。なじみが薄いので、説明書きをされた方がいいです。

○顧問 顧問、どうぞ。

○顧問 150ページの図を拝見しているのですが、身近な場からの景観調査地点というのを明示していただいて大変結構かと思います。これ、場合によっては、56ページの景観眺望点の記述のところにも、身近な生活の場からの「眺め」として、すなわち普段、否応なく見えてしまう景が「眺望」と言えるかどうかは別としても、そこに加えていただいても結構かと思います。

あと、難しい課題だなと思われませんが、水平角に関する図なり、図が難しければ文章なりもつけ加えて解析していただけると大変有り難いかと思います。水平角ではかなり大きくなる場所もございますよね。よろしくお願ひします。

○ そのほか。

○顧問 142ページの図なのですけれども、これで「哺乳類トラップ（コウモリ類）」と書いてあるのですが、どんなトラップを仕掛けるのですか。

○事業者 現状では、かすみ網かハーブトラップで、現場の状況といたしますか、林道の使用状況を見て検討しようと思っています。

○顧問 それはこの方法の138の方では捕獲調査に入るということですか。

○事業者 そうです。

○ 事前にコメントを出させていただきましたけれども、生態系のところで、上位性、典型性、特殊性という中の「特殊性」という意味合いは、例えば湿原があるとか、あるいはカルスト台地みたいな石灰岩地形があるとか、火山地帯で噴気孔があって硫気植物群がそこで成立しているとか、かなり根本的に他とは違うというようなケースを想定しています。ここで挙げられているサンショウウオを特殊性という話にすると、宮城県のエリアで本当にサンショウウオが生態系として特殊なのですかという意味合いになってしまうので、恐らくこのままでは評価が難しくなる。むしろ、コメントに書かせていただいたように、動物の中での重要種としてどういう位置づけになるのかというところを評価した方が無難でしょうねということでコメントを出させてもらいました。多分そういう方向でやっていただけると思いますけれども。

○事業者 一応補足資料の13ページの方でも書かせてはいただいたのですけれども、ご指摘のとおり、重要種の方で扱わせていただこうと思います。

○顧問　ほか、ございませんでしょうか。

補足説明資料で図面が出ておりますけれども、改変区域のところで細かい図面が多少出ていますけれども、ちょっとよく分かりにくいので、これはまだ方法書の段階なので、準備書の段階で確定したものと出していただいて、改変と、重要種とがどういう状況になるのかというようなことも踏まえてこの図面がまた変わってくるかと思しますので、よろしくご検討いただきたいと思います。

よろしいでしょうか。

ほかの地点とも共通の点が結構ありますので、その辺を加味していただいて、準備書に向けて頑張っていたきたいと思います。

取りあえず事務局にお返しします。

○経産省　どうも大変ありがとうございました。

事業者の方、補足説明資料をよろしくお願ひいたします。

4. 株式会社大林組 上北小川原風力発電事業環境影響評価方法書

○顧問　顧問、お願いします。

○顧問　補足説明資料の意見の22なのですけれども、自動撮影装置を推奨しています。しかしこの事業者さんの書き方では中・大型哺乳類の移動ルートが確認された場合、自動撮影調査も検討しますとある。では確認されなかったらこれはしないということを意味しているのか。要は、何が通っているか分からないというか、もちろんこの移動ルートというのはけもの道みたいなことを想定されているのだと思いますけれども、通常の林道とか何とかでも、要するに移動しているのだけれども気づかないというのは哺乳類では結構あるので、そのための補完として自動撮影調査というのをやる。それが中・大型哺乳類に対しての一般的な調査方法として推奨されているわけですから、これは実際にふんとか足跡とかが見られていないと自動撮影装置をやっても意味がないと考えるのではなくて、なるべく自動撮影装置は積極的にやられた方がよいと私は思います。

○経産省　今のコメントに対して、事業者側から何かお答えすることがあれば。検討されるということでよろしいですか。

○事業者　はい。

○経産省　了解しました。

先ほど私の説明に、追加説明させていただきます。

顧問の方から、環境類型区分では評価としてはちょっと寂しいのではないかというコメントをいただいております。これについては後ほど事業者側から説明していただくということでもよろしいでしょうか。

○事業者 はい。

○顧問 この地点には、既設の風力のポイントが何ヶ所かあります。尾駸沼を挟んで既にもう俎上に上がっている案件が幾つかありますので、出てくる際のタイミングによっては、これだけ、大林組さんのこの地点のポイントだけの影響評価だけでは済まなくなる可能性があるということをちょっと念頭に置いておいていただきたいと思います。要するに、鳥類が沼から沼へ移動するとか、そういったときにどういう評価をするかというのはまたあるかと思いますが、要はこの地点、かぶるかかぶらないか。あるいは、尾駸沼の反対側に風車ができたり、こちら側に風車が出てしまったら飛ぶルートが変わる可能性があるよというようなことも想定すると、果たしてここがうまく評価できているかという、何もない状態での評価だけでよいのかということにもなるかと思うのです。いろいろな案件がこの地点はもう既に上がっていて、それが恐らく順調にいけば今年の秋口くらいから準備書が上がってくる形になりますので、よく情報を収集されて、複合影響を考える必要があるのではないかというようなことになったときにどういうふうに対応するか、できるか。ある程度そういう難しい状況も踏まえて十分データをとって対応していかないといけない地点ではないかと思います。風車だらけの地点になりそうなので、自分のところの事業だけで評価しておけばいいという話には多分ならないと思います。厳しい意見が出る可能性がありますから、その辺留意されてかなりの調査をやるという意気込みで取り組んでいただければと思います。

騒音振動関係で、顧問、お願いします。

○顧問 道路交通騒音・振動は選定しないということで書いてあります。影響はほとんどないだろうということなのですが、道路交通騒音と道路交通振動というのは一応セットと考えた方が僕はよいと思っていて、仮に負荷が小さかったとしても現在の環境の状態がどれぐらいであって、そして結果としてどれぐらいの影響があって、それが軽微であるということの評価していただきたいと、思うんです。環境影響が及ぶのは私たちではなくて、関係住民の方に関係する問題なので、そういう人たちに対して現在の環境の状態を調べ、そして環境がどう変わるのか、あるいは変わらないのかということを知らせる必要があります。この観点からすると、工事用車両の道路交通騒音と振動というのはセット

として考えていただいた方が僕は良いと思っています。仮にその影響が小さくても、小さいということを示すということも1つの役割だろうと思いますので、私の意見としてはセットで考えられた方がよいと思います。

○経産省 事務局としても、騒音と振動はセットでという話をしているのですけれども、なかなか難しいようなのですけれども、何かコメントがあればお願いします。

○事業者 検討させていただきます。

○顧問 それでは、顧問、お願いします。

○顧問 補足説明資料の25番かな、海は遠いから、ここでは周辺河川と書いてありますよね。でもこれ、沼か湖から近いですよ。ここもちょっと気にしてほしいというのが、お願いします。

○事業者 隣地の状況を見ると、改変エリアの濁水というのが直接沼に流れるのではなくて、その間にある河川を経由して沼に入ることがございますので、まず、その河川で押さえさせていただいていると。

○顧問 両方やってほしいのだけれども。

○事業者 沼の中ですか。

○顧問 沼が余り影響を及ぼすかはちょっとあれかなと思ったのですけれども、全然影響がないとは思えないのですが。川は何も変わらないからよいのですけれども。

○事業者 川の下流の方、沼との接触するようなところで地点を検討させていただきます。

○顧問 ほか、よろしいですか。

○顧問 もう各所で触れているのですが、水平角の問題ですね。あと、他事業者さんの風車がいっぱいありますよね。水平角で見るとそれも絡んでくるのではないかと思いますので、その辺の解析もよろしくお願ひしたいと思います。できる範囲で結構でございますので。

○顧問 言い忘れたのですけれども、環境騒音関係の調査で3分の1オクターブバンド100~200Hzで分析すると書かれていますよね。

○事業者 そうです。

○顧問 加えて、騒音という範疇で20~100Hzというところは、いわゆる一番苦情の多い「低周波音」という言葉の領域なのです。騒音範囲の低周波音の影響がないということを示すためにも、その周波数範囲は分析して示されたらどうかと思います。やはり住民に

とって不安というのがありますので、その辺はやはり準備書のあたりで数字として示されたいかがかと思います。

○事業者　ありがとうございます。検討させていただきます。

○顧問　今の顧問のコメントに追加させていただきますと、恐らくこの地点というのはいろいろな事業者さんが風車を建ててきて、入り乱れた状態になると。そのときに、将来的に事業者さんの分が影響しているのか、よそ様の分の影響なのかという話になるので、現実の問題としてはどうしてもそういう議論になりがちです。だから、それに対応できるように事前にしっかりとしたバックデータは、騒音振動、低周波というもの、そういうキーワードに挙がっているものはできるだけ調べておいて、準備書段階ではそういったものでバックを押さえているという状況を作っておかれた方が後々のためによいと思いますので、その辺ちょっと丁寧に調査をされるようにされたいかがかなと思います。

顧問、お願いします。

○顧問　先ほどの顧問のご質問にも関係するのですが、例えば19ページに、調査範囲を2 kmだったか離れた範囲内に限定するという書き方がありますが、水についてそれはとても困るのです。音とか振動だったらそういう距離でよいのかもしれないけれども、水の場合は、物質を水が運んでいってしまうわけですね。30ページの6行目に、地点3は調査対象範囲外であるけれどもやったよというようなただし書きの付いた書き方がありますよね。やってくださるのは大変結構なのだけれども、このただし書きというのは環境側の視点が欠如していると思う。水が影響を与えるのがわかっているのだから、明らかにやらなければいけないわけです。例えば31ページの図にある下から2番目の水域に3というのがありますけれども、ここに川が入っている。では、上の方の緑色の川はどうしてやらないのだとか、そういういろいろな質問が出てきてしまうのです。

同じような趣旨で言うと、16ページ、工事中の濁水についての書き方がものすごくそっけない。補足資料には、準備書でやらせていただくという書き方があるけれども、本来だったら方法書に出てこなければいけない。濁水を取り上げるという、非常に大事なことの方法論です。それが欠如しているというのは、何か非常に寂しい感じがする。ほかの地点のところと比較してかなり遅れているなという感じがしてしょうがない。

工事中のトイレに関する記述はないと思いますね。

それから、大分飛びますけれども、73ページに漁業権の概要、文章で書いてあるけれども、図がないとどこのことか分からないですよ。どこの河川にどういう漁業権があるのか、

そういうことを判断しないと、例えば濁水の影響がどうだとか、そういうことを考えられないのだから、読む側の立場になってほしい。それから、環境側の立場になってほしい。そういうところが何かすごく全体に寂しいんだな。実績のある会社さんなんだから、そのところは必ず準備書で、期待していますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○顧問　よろしく検討してください。

顧問、お願ひします。

○顧問　大気で、窒素酸化物ですけれども、やらないのはやらないでも結構なのですが、その選定の仕方なのですけれども、単に台数で比較して落とすということではなくて、ここはたまたま近くに既存の大気測定局があって、そこでの測定値が非常に低いですよ。ですので、そのことも踏まえてやらなくてもよいだろうということをちゃんと記載しておいていただきたい。このぐらいの差であっても、環境基準に近いところであつたらやはりやってほしいということがありますので。

○顧問　よろしくご検討ください。

ちょっと時間が押していますけれども、事前に出させていただいたコメントで、環境類型区分を使ってやるのはよいのですけれども、ほかの地点でも言いましたように、ここでもアカマツ林ですか、樹林のところと畑のようなところが入り組んだところが多少ありますよね。そういったところというのが餌場になっている可能性がある。樹林の中から出てきたようなものを、要するに猛禽がハンティングする場所になっている可能性もある。そうすると、そういった開けている地点はみんな均等だよという話にはならなくて、営巣場所との関係でどのくらい離れているからいいよとか、同じ牧草地あるいは畑地という類型で分類されても、A地点とB地点はちょっと重みが全然違いますねというところがいろいろ出てくるとお思いますので、その辺を加味して、類型区分の方法がだめだと言っているわけではなくて、定量的にそういったバックデータを持った上で類型区分で重みづけをして評価をしていくというようなプロセスをとっていただかないと定量的な評価をしたことにならないので、その辺留意してデータをしっかりとっていただきたいとお思います。

ほか、よろしいでしょうか。

では、取りあえず事務局にお返しします。

○経産省　どうも大変ありがとうございました。

事業者の方、また1週間を目途に補足説明資料の提出をお願いいたします。

5. エコ・パワー株式会社 中紀ウインドファーム事業環境影響評価方法書

○顧問 先生方でお気づきの点、ご意見等ございましたら。

顧問、お願いします。

○顧問 調査地点のことをお聞きしたいのですけれども、142ページです。この実施地域の北側に3点あるのですけれども、これは国道424号に非常に近いので、一般環境を測るという意味では、できるだけ国道の騒音の影響がないように離すようにしてください。そうしないと、後の評価のときにまた、道路に面する地域の騒音を測って何をしていますのですかということになりますので、できるだけ国道からは離す地点に選んでいただきたいと思います。

以上です。

○顧問 よろしいですか。

そのほか。

この地点は、多分尾根筋にまた管理用道路を造るんでしょうね。

○事業者 事業実施区域内に既に大規模な林道が幅4.5mで整備をされていますが、そこから尾根部までアクセスする道路を枝葉のように今後検討していきたいと考えております。

○顧問 例えばこの2.2-7の図の2.2-4の鳥瞰図、航空写真がありますけれども、赤い点を結ぶところの近傍までは管理用の幹線道路というのはもう大体でき上がっていると。

○事業者 新たに私どもの事業として追加してまいりたいと。今、鳥瞰図上で白く線が入っておりますけれども、これはもう県の方で整備されている大規模林道でございます。そこから私どもがアクセス道を新設したいと。

○顧問 分かりました。結構標高が高いのですかね。急ではないかと、そういうイメージが多少あるのですけれども。

○事業者 標高としては、500mから約600メートルを超えたぐらいの山の尾根部でございます。山ですので、それなりの傾斜はやはりございます。

○顧問　ほかの地点も共通なのですからけれども、準備書の段階で結構細かい図面、法面なんかの大きさというか、それが分かるようなものを出していただくことになると思いますけれども、それに基づいていろいろな評価をしなければいけないというふうになりますので、注意していただきたいというふうに考えます。

顧問、お願いします。

○顧問　私の専門の立場から申し上げますと、大変よくできていると思います。バランスのよい記述、論理的でいいなという感じがします。特に151ページにある水質調査地点の選び方もなかなか上手だなという感じがしました。

それから、1点、完成後に管理事務所を造ってそこにトイレをつけるというのがありますけれども、工事中のことも書かれているといいなと思うのですが、ここにあるのは完成してからのことですね。

○事業者　申しわけありません。ちょっと並び順が見にくかったのですが、22ページの方に工事用の仮設の概要ということで記させていただいております。

○顧問　そちらにありますか。それはちょっと見落としておりました。

以上でございます。

○顧問　1点。補足説明資料の追加版のところでもクマタカのことを書かれていて、努力されるのはよく分かるのですが、クマタカの餌でヤマドリとヘビの個体数の推定はかなり困難を極めます。このやり方だと恐らくかなりの過小評価になりますので、ちょっと方法をもう少し考えた方がいいのではないかと。例えばヤマドリであれば、できればハンターを雇った方がよいかも。そういうやり方が一番確実です。犬を使ってやりますので。今、人間でやるラインセンサスだとかなり多く、30回とか50回とかやらないとほとんどヤマドリの正確な数はつかめないと思います。それから、ヘビも、ラインセンサスで記録するのはかなり確率は低いですから。もし真剣にやるとすればですね。

以上です。

○顧問　そのほか。

顧問、お願いします。

○顧問　ほかの場所でも触れているのですが、水平視野角の問題がございます。ここでは随分たくさん並んでいますので、その辺の解析もよろしくお願いします。

あと、有田川町の市街地のあたりにも調査地点を設けられたらいいかなというふうに思いますので、ご検討ください。

○事業者 検討させていただきます。

○顧問 ほか、よろしいですか。

追加の補足説明資料で、生態系のところでタヌキを見ていると、クマタカについては顧問にご指摘いただきましたけれども、例えばタヌキのところを見ていると、餌の話が多いのだけれども、例えばふんの調査をやれば、タヌキそのものの個体数もどのくらいというのもある程度分かってきますよね。出現頻度、個体数、餌の分布、餌は何を食べているかという構成比とか、いろいろなデータがとれますので、その辺を考慮して調査をされた方がいいと思います。

○顧問 追加で、ちょっと言い忘れたけれども、ヤマドリはひょっとしたら自動撮影カメラも有効かもしれない。歩くところが大体決まってくるので。それはちょっと考慮してください。

○顧問 137ページに大気質調査地点と出ていますけれども、ここに他事業による既設風力発電機建設中というのが、ブルーの点が上り口のところにありますよね。これは、もう上に立ち上がっているのですか。

○事業者 こちらのほうは私どもエコ・パワーの方で昨年から工事を開始させていただいております。来年の10月に運転を開始する予定で今工事の方を進めております。実際に風車を搬入したりするのが、来年の春ごろから実際に現地の方に運んでいく予定でございます。

○顧問 ということは、現況調査にはまだ使えないのですかね。要するに、飛翔の調査とかそういったものに、もう既に建っているのであればある程度自前でデータがとれるのではないかなというふうに考えたのですけれども。同じ会社ですよ。

○事業者 はい。同じ会社です。

○顧問 同じ会社なのだから、どういうデータが残っているかちょっと分かりませんが、事前にアセスをして、その結果に基づいて風車が建ってきたと。今度新たにまた尾根筋に造るという話になると、例えば飛翔のパターンについて、事前に予測したものが一連の調査の過程の中である程度できあがってきていけば、その飛翔のパターンがどう変わるかとか。衝突の計算まではいかないかもしれないけれども、そういうパターンの変化などのデータについては自前で結構とれるのではないかと思うのです。そうすると、この案件についても予測評価にそういうデータが使えるのではないかと思うので、是非とれるのだったらそういうデータもとってほしいと思います。

○事業者　今、私どもの自主アセスで取り組みをした中で、事後の猛禽類の繁殖状況調査も重ねていこうということで取り組みをしております、工事着工前ですので、昨年からの繁殖状況の飛翔の調査を続けております。今年度、また来年度も含めて、この建設中のものの調査をしまいたしますので、今回の新しい事業の方に生かせる部分は是非活用してまいりたいというふうに考えております。

○顧問　是非そういうデータを、今回のこの案件の準備書の中でデータが公開されて皆さんが見られるようにしていただけると、衝突の話だとか、避けるとか避けないとかという具体的なデータが余りないので、是非そういう先駆的な役割を少し果たしていただきたいというお願いでございます。

○事業者　済みません、どこまでご期待にお応えできるかわかりませんが、可能なことは検討してまいりたいと思います。

○顧問　ほか、よろしいですか。

顧問、お願いします。

○顧問　先ほどどこかでも言いましたけれども、強風時というのは確かに、風車が回っている時というのを想定されているのは非常に分かります。しかし、地上付近で強風だと正しく騒音データが測れないということがあります。やはり強風といっても程度がありますから、それは実際に調査される方に十分に言っておいてください。言葉では「強風」なのだけでも、本当の強風で測ったらデータになりませんので、それだけお願いします。

それから、ついでに、先ほどから申しましたけれども、道路交通騒音の調査点の路面の舗装状況、種類だけは記録しておいてください。お願いします。

○事業者　1点目の強風日のお話なのですがけれども、強風の基本的な考え方としましては、風車が建設されるであろう尾根部が強風の状態を是非とりたいというふうに考えております、当然その測定のピンポイントの場所に強風が直接当たるような場所というのは選定時から避けたいと思っておりますし、当然その機材の中でも防風スクリーンとかをきちんと使って、そういったノイズが入るようなデータにはしないような配慮をしていきたいと思っております。

○顧問　そうだと思っておりました。

○顧問　よろしいでしょうか。

この地点、あえて言えば、ほかの地点というか、有田の周辺で隣接の計画地点が図示されていますけれども、結構距離があるので複合影響という話にはなりにくいかもしれない

けれども、鳥の渡りのときのデータはどういうふうになるのかというのはちょっと気をつけて見た方がいいかもしれませんね。

あと、いわゆる尾根筋なので、法面がどういうふうになるかちょっと分かりませんが、場合によったらある程度風が当たることによって法面を切った周りの樹林地の後退ということも、風が強いのであればその対策もちょっと考える必要がある。これは方法書の段階ではなくて準備書の段階でその辺を考える必要があるのかもしれないので、念頭に置いていただければと思います。

よろしいでしょうか。

では、一旦お返しします。

○経産省 大変ありがとうございました。

それでは、事業者さん、どうもありがとうございました。

6. グリーンパワー株式会社、日本風力開発株式会社 宇久島風力発電事業環境影響評価方法書

○顧問 それでは、質疑応答に入ります。

顧問、お願いします。

○顧問 206ページの測定地点のことでお伺いします。

沿道測定点がこの県道160号線沿いのすごく近いところに2つあるのです。工事車両の流れで、港から上がってあちこち行くと思うのですけれども、2つの調査点が近過ぎないかなと思っていたのですけれども、この2つの点の選定には何か理由があるのですか。分からなければ、また今度でも結構です。交通量も24時間の間に1,500台ぐらいと非常に少ないことは少ないので、違いはどこでとっても構わないのかなと思います。しかし、集落側としては非常に近いところに2点並んであるなと思って見えています。

○事業者 まだちょっと根拠としては明確な数値とかは出せていないのですが、基本的に機材等々が走るところが、平郷というところが一番集落としては大きいというふうなお話でしたが、そちらをスタートして、恐らくなのですけれども、東側から入ってきまして西側の方にだんだんと移っていくような形で、恐らく工事車両が走る台数が一番多くなるのが東側の方ではないかなというふうに今のところ考えていまして、影響が大き

そうなどいう観点で設定しています。ただし、ちょっと条件が変わりそうであれば、先生のようなご指摘も踏まえて、場所についてはちょっと流動的に変えたいと思います。

○顧問 理由が分かれば結構です。

○顧問 関連するかどうか分からないのですが、今、25ページの大きな図面を見ているのですが、騒音振動ということで考えると、例えば真ん中の宇久島の左肩くらいのところに赤い点がありますね。そこに黒い点があるということは、家屋があるということですね。設置予定地のかなり近傍に住んでいるのですか。

○事業者 先ほど事務局の方からご説明いただきましたけれども、基本的には住居、人が住んでいる家屋からは400m以上の距離はとっております。中の黒い点は、倉庫ですか牛舎でございます。

○顧問 分かりました。そうすると、基本的にはある程度の距離は確保できているということですね。

○事業者 はい。最低400メートルはとっておるところでございます。

○顧問 島が小さいから、400というとかかなり近いかなというイメージがあるんですね。その辺、最終的に騒音振動の調査あるいは予測によっては場所を考えなければいけないですね。

○事業者 場所の選定に当たっては、国立公園の範囲ですとか住居からのある程度の距離、そういったところを全て図面に落とした上で、残ったエリアで建てられそうなところを選定したという手順を踏んでおまして、400メートルがよいかどうかというのはこれからの評価で判断していきたいと考えております。

○顧問 顧問、お願いします。

○顧問 21ページの海上工事のところの、海底ケーブルはただ敷くだけですか。埋めるということはない。

○事業者 敷くだけです。

○顧問 敷くだけですか。

それから、もう1つは、これ、水切り場は栈橋か何かでやるのですか。

○事業者 基本的には既設の港を利用して風車を運搬しようと考えておりますけれども、水深等の調査がまだできていませんので、最悪そこが利用できないとなった場合には、今の3カ所の水切り場から上げようと思っております。それに台船を近づけて、そのままクレーンで釣れるということであれば問題ないのですが、台船が入れないということであ

ば、ちょっと作業構台を設置したいとは考えております。

○顧問 これは、もし造った場合には、工事完了後は撤去。

○事業者 はい。風車の搬入が終われば撤去いたします。

○顧問 これは、もし造るとなると何年ぐらいあるのですか。

○事業者 これは、スケジュールの方でいきますと、運搬の期間といいますのが1基分当たり大体1週間程度ですので、それを全体3期に分けて集中的に、大体3ヵ月ごとぐらいの予定では考えております。

○顧問 初めから終わりまでずっと置きっぱなしというわけではないわけですね。

○事業者 そういふことはいたしません。

○顧問 分かりました。

○顧問 187ページに地域の野鳥の専門家に聞き取りを行ったという結果が書かれていますけれども、この中で「夜間に渡る鳥類を対象として、レーダーを用いた渡り鳥調査を実施します」と断言されておられますが、後ろの方法論の方にはレーダー調査は書いていないのですけれども、実際にレーダーの解析というのはかなり難しそうに思うのですが、実現可能ですか。

○事業者 済みません、こちらの方法論のところに書けていないのですけれども、レーダーに関しては特に夜間の渡りがポイントになるというような地元の有識者からのご意見を踏まえて、レーダー調査はやることにしています。その方法論に関しましては、環境省による以前のバードストライク実証事業とか、そういったところで実際にレーダーを使った鳥類調査というのは方法論としてはほぼ確立できておりますので、それを何とかこちらまで持ち込んで調査に使いたいと思っております。

○顧問 よろしいですか。

○顧問 はい。結構です。

○顧問 では、顧問、お願いします。

○顧問 217ページの水質の調査地点なのでございますけれども、この小さな島に随分たくさん地点を置いてくださって、地形とか水みちを考えて点を打ってくれたらと思って大変感心しているのですけれども、ただ、この島を見ると幾つか貯水池のようなものがありますね。宇久ダムなんていうダムもあるみたいですが、そこへの影響は考えなくてよろしいのでしょうか。

○事業者 今回の風車の建設予定地からそういった宇久ダムを含めて改変する可能性の

あるエリアが流域に入っているところについては、今回調査地点として選定していきまして、宇久ダムも含めております。

○顧問　　そうですか。この図面は、調査地点としてはこのダムも入っているということなのですね。

○事業者　　そのとおりです。

○顧問　　ありがとうございます。

それから、126ページ、127ページに漁業権のことがありますけれども、ここが河川について特に漁業としてはないんです。海だけなんですね。

○事業者　　河川はありません。

○顧問　　ありがとうございました。結構です。

○顧問　　ほか、よろしいでしょうか。

顧問、お願いします。

○顧問　　島におびただしい数の風車が立地することになるわけですがけれども、住民は風車とともに生活する、そんな感じになりますよね。視野角10度以上のところも結構ございます。もう、どこからも風車が見える。それもかなり圧倒的な迫力をもって迫ってくるというような状況かと思えます。この発電所立地計画と関わって島全体の地域計画ですとか、何か開発、整備計画みたいなものはございますか。そういうものとの一体というようなことはお考えではないでしょうか。

○事業者　　特に計画として指定されたものはございません。ただし、我々事業者側としては、先ほどちょっと事務局の方からもお話がありましたけれども、かなり高齢者の方もいらっしゃるということもありまして、島の活性化を図りたいという住民のお声もありますので、風力発電事業を通して島の活性化に寄与できればと考えてございます。

それから、島の集落に関しましては、現地がやはり風が強いところでございまして、住居自体はかなり窪地の方に住居が集まっているというような状況になってございます。一応そういう状況であるということです。

○顧問　　そうですか。景観上の快適性阻害の問題ですとか、安全・安心上のリスク回避の問題などもあるかと思うんですね。島全体の総合的な修景計画、緑化計画みたいなものとあわせてお考えいただければ有り難いかと思えますので、よろしく願いいたします。

○顧問　　ほか、よろしいでしょうか。

アカネズミとかハヤブサをそれぞれ注目種にして、一応調査フロー図はできていますけ

れども、頑張ってください。餌だけを評価するという感じになっていますけれども、やはり繁殖ということを考えて営巣場所もある程度重みづけがつけられるように。ハンティングの場所、繁殖場所というようなこともかみ合わせて評価していただければと思います。

よろしいでしょうか。

○顧問 どうも大変ありがとうございました。

それで、事務局からもちょっと伺いたいのですが、先ほど顧問の方から25ページで民家との距離が云々という話が出たのですけれども、ちょっとご参考までに申し上げますと、伊豆町でいろいろと騒音問題が起こっております。どうも運転開始間際になって人が住んでいることが分かったとか。それから、環境審査を今やっている掛川では、調査をした後に住民が入ってきて住むようになり、住民の方又は地方自治体の方から、近くに住居があるので騒音予測について大丈夫ですかという意見が出ております。そういうことを考えますと、25ページ、基本計画の中で400m離しますのは大原則とうたっていますけれども、非常に厳しいと思いますので慎重に検討されることが大事かと思います。従いまして、具体的に一番近いところ、最大400m離しますという話ですけれども、例えば25ページで、実際にどこの風車が、民家からどの程度離れているかということを図面に落とし込むと、より慎重な検討をすることにつながるかと思います。そういった意味で、そういう資料を作っていただくと有り難いなと思っております。

以上です。

○事業者 今のお話、十分対応したいと思います。先ほどもちょっと、400mという考え方はあくまでも我々がまず風車がどのあたりに建てられそうかという1つの目安として400m住居から距離をとって絵を書いてみたというだけのことでして、我々としましては騒音問題は絶対避けなければいけないと考えておりますので、そのあたりは評価の段階で影響があるというところであれば移動等は必ずやっぺいこうと思っておりますので、そういったところできちんと対応していきたいと考えております。

○経産省 はい、ご検討の程よろしく願いいたします。

続きまして、次の案件でよろしいでしょうか。

○顧問 複数の風車があるので、この場合も一応コンターか何かを作ってみられて、それと建物を重ねて見られた方がいいかなとちょっと思いましたので、ご検討いただければと思います。

○経産省 大変ありがとうございました。

7. グリーンパワー株式会社 平戸南風力発電事業環境影響評価方法書

○顧問 先生方でお気づきの点がございましたらお願いします。

顧問、お願いします。

○顧問 ここも送電には海底ケーブルを使うわけですね。それで、先ほどの宇久の方は、敷設に係わる例えば水切り場であるとかそういうところの記述があったのですけれども、こちらの方にはないのはどういう違いがあるのでしょうか。

○事業者 こちらは、水切りにつきましては前津吉町というところの港を利用する予定にしております。ですから、改変は生じないということでございます。

○顧問 そうですか。

それから、もう1つ、160ページに水質の調査地点。これもまた上手な打ち方だと思いますけれども、東側の海側に対してこの水みちみたいなものはないのですか。ここは分水しないということでしょうか。

○事業者 こちらは、全部西側といいますか、河川側の方に行っております。

○顧問 分かりました。ありがとうございました。

○顧問 ほか、ございますか。

○顧問 補足説明資料で、テンを典型性として選ばれたということで、一般生態のところでは書かれているところに、4ページですけれども、「食性が季節的に変化する傾向がある」と書いてあります。しかし補足説明資料の具体的な調査計画のところでは、「テンの食性は他の食肉目に比べて四季を通じて大きく変化しないと考えられることから、基本的に春季から秋季に調査する」と書いてあるのです。どちらが正しいのかなという感じがするのですけれども。

○事業者 テンの餌につきましては、季節的な変化を考えて、そういう観点で調査をするようなことで考えております。補足説明資料の8ページ上の「具体的な調査計画」の四角のところ、「大きく変化しない」というところが間違いでございますので。

○顧問 そちらが間違い。

○事業者 はい。

○顧問 季節ごとに変わるから四季にやるということですね。

○事業者 そのとおりでございます。

○顧問 分かりました。

○顧問 関連して。今、ハヤブサのところを見ているのですけれども、ここの地点は、平戸南の地点についてはハヤブサの繁殖環境分布調査というのが入っていて、先ほどの宇久島についてはフロー図に入っていないのです。同じハヤブサを調査するのに、何か地形図でいくとそれらしきところはあるような雰囲気がするではないですか。だから、そういう意味ではこちらの平戸南のフロー図に合わせたような形に修正して対応された方がよいと思います。

ほか、では、顧問の方から。

○顧問 66ページを拝見しているのですが、水平視角の解析の観点から、生活環境の場にかかわる調査地点、北側は慈眼桜を南下したところの大川原町あたり、それから南側は金立神社の社倉のちょっと北側の前津吉町というのですか、この辺にも調査地点の設定をよろしくお願いします。

○顧問 よろしいですか。

○事業者 はい。

○顧問 では、顧問、お願いします。

○顧問 28ページを見ているのですけれども、海底ケーブルがずっと上がってきて、それで連系施設というところがあって、ずっと実施区域の方に繋がっています。その連系施設のすぐ上に「民家」とわざわざ書いてあるのですけれども、何か意味があるんですか。

○事業者 これは申しわけございません、400m以上離れておりまして、影響はないと考えております。ちょっとこの図面の方に、作成中に「民家」という表現が残っております。申しわけございません。

○顧問 変電所ではなくて連系施設というのは、何か音を出すような設備があるのですか。

○事業者 多少音が出る設備は置くのですけれども、設置基準の中で、その敷地境界で環境規制値を守るようにという規制がございますので、それに即した機器を選定して設置するようにしております。

○顧問 分かりました。では、とにかくこれは新しくここに設置するということですね。

○事業者 そうです。

○顧問 了解しました。

○顧問 顧問、お願いします。

○顧問 160ページの水質調査地点のところに、青丸で「土質調査地点」と書いてありますね。これは、土質は何を測るのでしょうか。

○事業者 最終的には、工事計画の中で沈砂池等の容量を決定するためにこちらの土質を採取しまして沈降試験を。

○顧問 粒径ですか。

○事業者 沈降速度とかを測ります。

○顧問 何ページだったか、前にカドミウムの土壌汚染があったという記述があって、それは土地改良で全部終わったというような記述があるのですけれども、今回の案件に対して、その辺のチェックは大丈夫ですか。有害物質なのですからけれども。

○事業者 引き続き地元の実施者様からもちよつと情報を得ながら、もしそういう可能性がある場合は当然検討したいと思います。

○顧問 ほか、よろしいでしょうか。

この配置図の中で、白岩岳の周辺に新たに管理用道路を造って、アクセス道路を造ることになるのですか。

○事業者 白岩岳の周辺は東西方向に既設の林道がございませんので、道路を造る予定にしております。

○顧問 場所的に何か、ちょうど崖が切り立ったような、そういう雰囲気になるような場所になりますよね。

○事業者 基本的に道路につきましては尾根の上部に造るように計画しておりまして、なるべく切土法面は発生しないような形で考えたいと思っております。

○顧問 了解です。

よろしいですか。

では、平戸南は取りあえずこれで終わりにさせていただきたいと思います。

○経産省 大変ありがとうございました。

8. 日本風力開発株式会社 若美風力発電事業環境影響評価方法書

○河野部会長 先生方から何かございますでしょうか。

顧問、お願いします。

○顧問 調査点のことでまた聞きます。147ページです。工事用車両のルート、A案、B案というのがどこかに書いてありました。A案もB案も一番上の共通のルートを通過するかもしれないのですけれども、もしA案の場合は、学校、病院等がある大潟村といいますが、このそばを通るルートになりますよね。違いますか。

○事業者 A案の場合、大潟村の方を通る形になります。

○顧問 ですね。A案の場合、このルートを通るのだけれども、その途中のところからは事業実施区域に入っていないということですか。

○事業者 そうですね。途中の部分で狭くなっているの、そちらから入ると曲がれないという影響が出てきますので、上まで持っていくという。

○顧問 いずれにせよ大潟村を通過するルートの場合は、その沿道について、沿道測定点、調査点を設けたらよいのではないかなと思ったのですけれども、いかがでしょうか。

○事業者 19ページの搬入経路の方に書いてございますこのルートは、いわゆる風力発電機、大型機材を運び込むルートとして、A案、B案という形で周辺の港からの線を書いてございます。恐らくコンクリートミキサー車ですとかそういった関係車両の走行台数が最も多くなるのは北側の、今騒音調査地点の方で選定しておりますオレンジ色のこのルートの方になるかと考えておまして、大潟村の方を例えばコンクリートミキサー車等がたくさん走るという可能性は低いということで検討しています。

○顧問 そうすると、この地方道42号は夜間に使うという考え方ですね。重たい大きな機材を夜間に運ぶということですか。

○事業者 そうです。

○顧問 夜間に運ぶけれども、それは大丈夫なのですか。そういう意味では、通常、工事関係は昼間だけを予測評価します。しかし、全部港から上がってきて夜間に大きな部品を運ぶということだったのですけれども、全く影響はないのかもしれないけれども、少しどうかなと僕は思います。検討してみてください。

○事業者 1基の風車の輸送というのは、トレーラーは1日に3台ぐらいしか通行しないので。

○顧問 分かりました。ありがとうございました。

○ ほか、よろしいですか。

では、顧問、お願いします。

○顧問 これはもろ海岸で、水質の調査の場所選定は難しいと思います。例えば156ペ

ージに調査地点を書いていただいていますけれども、これは水みちがあるわけではないですよ。面源で、それで等間隔に3点を打っていると。

○事業者 はい。

○顧問 分かりました。それで結構です。

○ ちょっと教えていただきたいのですけれども、方法書の14ページに改変区域図というのが、図の2.2-5 (2)があつて、クロスした編み目がかかったような状態になっているもの。ここのクロスした円がいっぱいかかったような状態になっているのは为什么呢。

○事業者 この今使っているもとの絵が現時的ではなくて、県からいただいたりした図面だったので、昔、防風林をやったりしたときの、植栽したときの絵かも分かりません。

○顧問 図面に凡例が出ていないので、何を示しているのかがちょっと理解できないので、次の段階では修正していただきたいと思います。

それから、ちょっと話が戻りますけれども、予測影響評価ということを考えてときに、海岸線の北側沿いに既設があつて、南側の方にも既設があるんですよ。下は予定地かな。

○事業者 はい。下は今工事が始まった段階です。

○顧問 これも先ほどの案件と同じで、準備書ができるころにちょうど風車が立ち上がっているような状況になるのかもしれないのですけれども、案件が違うので海岸線に真つすぐ風車が立ち並ぶ形になっていて、飛翔図がどういうふうになっているのか分かりませんが、海岸の方から大瀨村の方に入ってくるちょうど抜け道になっているようなところになっている可能性があるんですよ。この案件はそれをふさぐような形になるのかなというような懸念をちょっとしているのですけれども。大瀨の中には大きな計画がまた別途あるので、その辺との兼ね合いで、準備書の段階で何か複合的な評価をしなければいけない可能性もあるということは念頭に入れておいていただきたいと思います。

飛翔図、調査の内容の中で、鳥の渡りということだけを考えた調査になっているのですけれども、場所的なことを考えたときに、海岸線にたくさん並んで既にあるものに対して、普通の状態のときにどういう飛び方をしているのかというデータはとれないかなど。その延長線上になりますので、最終的には挟まれるような形になると。そのちょうど抜けたところでどういうふうな飛び方をしているのかというのは把握しておいて、それで上の方、北側のところにも出ているところの自主アセスのレベルのときにはどういう状態であつて、今はどういうふうに鳥がその周辺を飛んでいるか。自分たちのやつができれば、ど

ういうふうに飛ぶ可能性があるのかというようなことも、準備書の段階では考えなければいけないのではないかなと思います。その辺、渡りのときの飛翔だけではなくて、日常的な鳥の行動、飛翔図を考えたときの影響はどういうふうになるかということも想定して調査をしていただきたいと思います。

あと、ノスリとニホンリスをそれぞれ選んでおりますね。その餌の話なのですけれども、もう1種だけと決めつけてしまっている、ネズミ類とか。文献上は確かにそうなのだけれども、この地点は実際に何が主要な餌で、季節的にどういうふうに変動するかということも含めて調査をするようにしていただきたい。それから、あわせてニホンリスについても、多分想定ではマツ林の樹林の中を走り回る、そのためマツの球果を餌にしている可能性があるという。だけど、餌ということで考えると、マツボックリのある時期は限られますよね。そのほかのときは何を食べているのかそこら辺はよく考えて、四季というか、その時期時期に応じた調査をしていかないと片手落ちな評価になってしまう可能性がある。だから、ほかの地点も皆さん共通なのだけれども、生態系の予測評価をしようとする、何か注目種を選んでメインの餌になるようなものを1種だけ選んで、それとの関係だけ見ればよいかというと、そうではなくて、季節の変動とか、その餌が食べられないときの餌種と餌量を見ていかないと、評価はなかなか難しいということです。

顧問、お願いします。

○顧問 82ページの図を拝見しています。海岸南側と北側に風車と自然遊歩道の示された図です。風車はこんなにぎっしり詰まっているわけではなくて、模式図ですよ。こんなに詰まっているのですか。

○事業者 はい。200mぐらい間隔で風車が建っていますので。

○顧問 なるほど。そうしますと、この事業が風車の新しいよりよい景観を創造していくという点で非常によい材料を提供することになるかと思えますね。南側、北側では、風車の下を歩くような感じになっていますが…。

○事業者 そうです。北側は、ここに管理用道路といいますか、そこにありますので、そこがその道路に。

○顧問 自然歩道は北側と南側に別々に、2つあるわけですよ。切れているという言い方は何ですが、幸いなことにこれをつなぐ手当てを事業実施区域の中で考えていくことができるわけです。陸側からは風車を俯瞰する景も楽しめますよね。そんな特徴を生かして、南側、北側のものとは一味違う、豊かな自然との触れ合いが実現でき、景観的にも見

事な景を生み出すデザインを追求していただけると有り難いかと思います。

○顧問 よろしくご検討のほどお願いします。

ほか、よろしいでしょうか。

では、顧問、お願いします。

○顧問 よくできているのもう聞くこともなくなってしまっているのですけれども、枝葉のことしか聞けずに済みません。

29ページなのですけれども、事業実施区域からかなり離れたところのJR線のところに変電所があるのですけれども、この周辺の状況とか、それからこれはもう既に既設の変電所でほかの風力発電も使っているという、そういうところなのですか。

○事業者 変電所についてですか。

○顧問 そうです。

○事業者 使っておりません。これは新たに新設するものです。

○顧問 この近くには電車が走っているけれども、近くに住居とか、そういう配慮は必要ないような場所なのですか。

○事業者 近くには住宅があるのですが、山林の中に設置しますので。

○顧問 では、一応、先ほどおっしゃったような規制がかかっているので、それを満足しているから大丈夫だということですね。

○事業者 はい。

○顧問 分かりました。

○顧問 よろしいでしょうか。

お願いなのですけれども、縦方向に北側と南側に風車ができるので、できればパイオニア的に既設の風車を含めて飛翔図が、どういうふうになるのかということも含めて是非提示していただけるとほかの地点にも活用ができるので、是非ご協力をいただきたいというお願いでございます。

○顧問 デザインの方も…。

○顧問 デザインもそうですね。

意見が出尽くした感じもございます。ほかの案件とダブっているところがありますので、重複しているところはそれぞれの個別事業のところにも係わることとご理解いただいて対応を検討していただければと思います。

では、取りあえず事務局にお返しします。

○経産省　　どうも大変ありがとうございました。

本日の回答又は質問の宿題については、1週間を目途に補足説明資料を提出いただけるようにご協力をお願いいたします。どうもありがとうございました。

——了——